

「通所介護および介護予防・日常生活支援総合事業」 利用契約書

様（以下「利用者」といいます。）と社会福祉法人御前崎厚生会が開設する灯光園デイサービスセンター（以下「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して提供する通所介護および介護予防・日常生活支援総合事業介護予防通所サービス（以下を「通所介護等」とします）について、次の通り契約します。

第1条（通所介護等の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の介護支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消や心身の機能を維持、向上をめざし、利用者家族の身体的精神的負担の軽減を図ることを目的とする通所介護等のサービスについて定めます。

第2条（契約期間と更新）

- 1 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 8年 3月 31日までとします。
但し、本契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定および要支援認定（以下「要支援認定等」）の有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定等の有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 2 前項の契約期間満了の7日前までに利用者から書面による更新拒絶の申し入れがない場合、本契約は自動更新され、以後も同様とします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間満了の日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。
但し、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定等の有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定等の有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第3条（通所介護計画及び介護予防サービス通所介護計画の作成・変更）

- 1 事業者の管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所介護等のサービスの当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行なう期間等を記載した通所介護計画及び介護予防サービス通所介護計画書（以下「通所介護計画書等」）を作成します。
- 2 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されている場合には、それに沿って利用者の通所介護計画等を作成するものとします。
- 3 事業者は、利用者に対して、通所介護計画作成のために必要な援助を行うものとします。
- 4 事業者は、通所介護計画等について、利用者、担当の介護支援専門員及び地域包括支援センターに連絡するなど必要な援助を行うものとします。
- 5 事業者は、利用者に係る通所介護計画等が変更された場合、もしくは利用者の要請があり、通所介護計画等について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所介護計画等の変更の必要があると認められた場合には、利用者に説明し、通所介護計画を変更するものとします。
- 6 事業者は、通所介護計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（通所介護計画等の変更の援助）

- 1 事業者は、利用者が、通所介護計画等の変更を希望する場合は、速やかに担当の介護支援専門員及び地域包括支援センターに連絡するなど必要な援助を行います。
- 2 事業者は、通所介護計画等の変更の際して、通所介護計画等の変更が必要となる場合は、速やかに担当の介護支援専門員及び地域包括支援センターに連絡するなどの必要な援助を行います。

第5条（通所介護等の内容）

- 1 事業所は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、利用者に対して、日常生

活上の援助をします。

- 2 事業所が、利用者に対して提供する通所介護等サービスの日数、具体的内容、介護保険適用の有無については、別紙「重要事項説明書」のとおりです。
- 3 事業者は、利用者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える通所介護等のサービスを提供することができます。
- 4 前項の内容は、別紙「重要事項説明書」のとおりです。
- 5 事業者は、利用者に対し、介護保険給付内のサービスか否か、利用料の負担について、利用者及び利用者の家族に対してわかりやすく説明します。

第6条（通所介護等サービスの基本方針）

- 1 事業者は、通所介護等のサービスの提供にあたり、利用者の介護に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。
- 2 事業者は、通所介護等のサービスの提供にあたっては、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供にあたります。
- 3 事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような通所介護サービスの提供に努めます。
- 4 事業者は、通所介護等のサービスの提供にあたり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が、主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めます。
- 5 事業者は、身体拘束廃止の取り組みをしています。サービス提供にあたり、利用者の生命、又は身体を保護するため、緊急をやむを得ず身体拘束を行う場合があります。これについては、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」を作成し説明します。また、身体拘束を行う場合に必要な事項は、記録します。
- 5 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。
- 6 事業者は、灯光園デイサービスセンターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

第7条（通所介護等サービスの提供記録）

- 1 事業者は、利用者に対して通所介護等のサービスを提供する毎に、当該サービスの提供日、内容及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を記録します。
- 2 事業者は、利用者に対する通所介護等のサービスの提供に関する記録を整備し、完結日から2年間保存します。
- 3 利用者は、事業者に対し、いつでも1項に規定する書面その他利用者に対する通所介護等のサービスの提供に関する記録の閲覧謄写を求めることができます。
但し、謄写に際して、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

第8条（利用日の中止・変更）

- 1 利用者は、利用期日前において、通所介護等のサービスの利用を中止又は変更することができます。
- 2 前項の場合には、利用者はサービス実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 3 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更の申し出に対して、事業所が満員で利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者提示して協議するものとします。

第9条（利用料等）

- 1 事業者が提供する通所介護等のサービスの利用単位毎の利用料及びその他の費用は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。
- 2 事業者から提供を受ける通所介護等のサービスが介護保険の適用を受ける場合、利用者は、事業者に対し、負担割合証に記載された割合（1割、2割、3割）を支払います。（但し、介護保険法令に基づいて、利用者が、保険給付を償還払い（一旦利用者が事業者に対し全額を支払い、その後利用者が市町村から払戻を受ける支払い方法）の方法で受ける場合には、事業者に対し、利用料の全額を支払います。
- 3 事業者から提供を受ける通所介護等のサービスが介護保険の適用を受けない場合、利用者

は、事業者に対し、利用料の全額を支払います。

- 4 事業者は、利用者に対し、毎月翌月 10 日までに、当月のサービスの提供日、サービスの内容、利用料等の内訳を記載した利用明細書を作成し、請求書に添付して送付します。請求書には、①利用者が利用した通所介護、介護予防通所サービスにつき、利用回数、利用単位、介護保険適用の有無、法定代理受領の有無を明示します。
- 5 利用者は、事業者に対し、当月の利用料を、毎月翌月 27 日までに口座引き落とし又は現金払いの方法で支払います。

- 6 事業者は、利用者から利用料等の支払いを受けたときは、利用者に対し、領収証を発行します。領収証には、事業者が提供する各種のサービスごとの介護保険給付の対象となるものと対象外との区別、領収金額の内訳を表示します。

第 10 条（保険給付の請求のための証明書の交付）

- 1 事業者は、利用者に対して提供した通所介護等のサービスについて、利用者から利用料の全額の支払いを受けた場合は、利用者に対し、サービス提供証明書を交付します。
- 2 前項のサービス提供証明書には、提供した通所介護等の内容、利用単位、費用等を記載します。

第 11 条（利用料の滞納）

- 1 利用者が、正当な理由なく事業者を支払うべき利用料を 2 ヶ月以上滞納した場合において、事業者が、利用者に対して 2 週間以内に滞納額を支払うよう催告したにもかかわらず全額の支払いがないときには、事業者は、利用者の健康・生命に支障がない場合に限り、全額の支払いがあるまで利用者に対する通所介護等の全部又は一部介助の提供を一時停止することができます。
- 2 利用者が、事業者に対し、前項の一時停止の意思表示をした後、2 週間経過しても全額の支払いがないとき、事業者は、利用者の健康・生命に支障がない限り、この利用契約を解除することができます。

第 12 条（契約の終了）

次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- 1 利用者の介護認定が自立と認定された場合。
- 2 利用者が死亡したとき。
- 3 第 11 条の基づき、事業者から契約の解除の意思表示がなされたとき。
- 4 第 13 条に基づき、利用者から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 5 第 14 条に基づき、事業者からの契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 6 利用者が、介護保険施設などへ入所した場合。

第 13 条（利用者の解約権）

利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。

この場合には、30 日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約を解除します。

第 14 条（事業者の解約権）

事業者は、利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、第 1 条に定めるこの通所介護、介護予防サービス契約の目的を達することが不可能となったとき、30 日以上予告期間をもってこの契約を解除することができます。

第 15 条（損害賠償、事故報告義務）

- 1 事業者は、利用者に対する通所介護等のサービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者は利用者家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。
- 2 事業者は、万が一の事故発生に備えて東京日動海上火災保険株式会社の損害賠償責任保険に加入しています。

- 3 事業者は、利用者に対し、介護事故を生じさせた場合は、速やかに利用者の家族等に報告をし、かつ、市町に事故の報告をします。

第16条（緊急時等の対応）

- 1 事業者は通所介護等のサービスの提供中に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに別紙「重要事項説明書」記載の主治医又は協力医療機関との連絡を取り、救急治療あるいは救急入院などの必要な措置を講じます。
- 2 前項の場合、事業者は、別紙「重要事項説明書」記載の緊急連絡先に直ちに連絡します。

第17条（秘密保持）

- 1 事業者及びサービス従事者又従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対する通所介護等のサービスの提供にあたって知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- 2 事業者は、事業者の従業者が退職後、在職中知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、利用者又は利用者の家族の個人情報を用いる場合は、利用者及び利用者の家族から同意をあらかじめ文書で得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又は利用者家族の個人情報を用いません。
- 4 事業者又は事業者の従事者は、前項の規定にもかかわらず、以下の場合は、利用者又は利用者家族の同意を得ることなく、利用者又は利用者の家族の個人情報を第三者に提供することがあります。
 - (1) 利用者について、高齢者虐待法上の通報の必要が生じ、高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第7条、第21条1項ないし3項及び6項により守秘義務が免除される場合
 - (2) 利用者について生命、身体又は財産の保護のために個人情報の使用が必要になり、かつ、利用者の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 個人情報保護法第23条1項各号により、本人の同意なく個人情報の第三者提供が許される場合

第18条（苦情処理）

- 1 利用者、利用者の家族または身元引受人は、提供された通所介護等のサービスに苦情がある場合、いつでも事業者へ苦情を申し立てることができます。

尚、事業者の苦情窓口は、別紙「重要事項説明書」記載のご利用者相談窓口となります。
- 2 事業者は、苦情が申し立てられた場合には、速やかに事実関係を調査し、利用者へ書面にて調査の結果、改善の必要性の有無、その方法等を報告し、サービスの向上、改善に努めます。
- 3 利用者は、事業者が提供した通所介護等のサービスに関する苦情がある場合には、第1項の方法による場合に加え、何時でも別途の重要事項説明書に記載されている第三者委員、国民健康保険団体連合会に苦情を申し立てることができます。
- 4 事業者は、社会福祉法第83条、85条の規定により運営適正委員会が行う調査・斡旋に協力する義務を負います。
- 5 利用者は、介護保険法令に従い、市町及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることが出来ます。
- 6 利用者又は利用者家族等は、事業所がオンブズマンと提携している場合、もしくは、自治体オンブズマン等に対しても、苦情申立ができます。
- 7 利用者が前各号に定める苦情申立をした場合、事業所は、利用者に対して、苦情の申立があったことを理由にいかなる差別的取り扱いもしません。

第19条（合意管轄）

本契約に関してやむを得ず訴訟をする場合は、静岡地方裁判所を第1管轄裁判所とすることを利用者及び事業者は予め合意します。

第20条（契約外事項）

本契約に定めのない事項については、介護保険法令、消費者契約法、その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

ご利用者

私は、以上の契約の内容について説明を受け、内容を確認しました。

私は、この契約書で確認する通所介護の利用を申し込みます。

(ご本人)

住 所

氏 名 印

(代理人)

住 所

続柄 利用者の

氏 名 印

事業者

当事業者は、通所介護事業者として利用者の申し込みを受諾し、この契約に定める各種サービスを誠実に責任を持って行います。

住 所

〒437-1621

静岡県御前崎市御前崎83-2

名 称 社会福祉法人御前崎厚生会
灯光園デイサービスセンター

代 表 者 理事長 澤 入 利 夫 印

電話番号 0548-63-6002 FAX 0548-63-6019